

岡崎市議会議長 様

|      |  |
|------|--|
| 支出番号 |  |
|------|--|

|      |         |
|------|---------|
| 会派名  | チャレンジ岡崎 |
| 代表者名 | 杉山 智騎   |

下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政 務 活 動 旅 行 報 告 書

令和7年 11月 14 日提出

|                  |                                         |                                          |
|------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|
| 活動年月日            | 令和 7 年 10 月 28 日（火）～令和 7 年 10 月 30 日（木） |                                          |
| 氏名               | 杉山 智騎、福田 澄代                             |                                          |
| 用務先<br>及び<br>内 容 | 1<br><br>10月28日                         | 用務先 新潟県長岡市                               |
|                  |                                         | 内 容<br><br>メタバースを活用した「デジタル村民」に関する取組みについて |
|                  | 2<br><br>10月29日                         | 用務先 デジタル庁・総務省                            |
|                  |                                         | 内 容<br><br>システム標準化について                   |
|                  | 3<br><br>10月30日                         | 用務先 国土交通省                                |
|                  |                                         | 内 容<br><br>河川の水害対策について                   |
|                  | 4                                       | 用務先                                      |
|                  |                                         | 内 容                                      |
| 備 考              |                                         |                                          |

# 令和7年度 行政視察報告書

令和7年11月14日（金）

チャレンジ岡崎 杉山 智騎

福田 澄代

## 1. 視察日程

令和7年10月28日（火）～10月30日（木）

## 2. 視察先及び視察内容

### （1）新潟県山古志村

メタバースを活用した「デジタル村民」に関する取組みについて

### （2）東京都 デジタル庁、総務省

システム標準化について

### （3）東京都 国土交通省

河川の水害対策について

## 3. 視察内容

### ■視察先：新潟県山古志村

10月28日（火） 14:00～

メタバースを活用した「デジタル村民」に関する取組みについて

#### 1. 旧山古志村

- ・新潟県中央部に位置する中山間地域、世界有数の豪雪地帯
- ・2005年4月1日に長岡市へ編入合併
- ・14集落 / 370世帯  
人口750人 / 高齢化率56%
- ・主な地域資源  
錦鯉、牛の角付き（重要無形民俗文化財）、  
棚田・棚池の景観（日本農業遺産）

#### 2. 存続か消滅か 岐路に立つ限界集落「山古志」

- ・2004年中越地震壊滅的な被害 → 全村避難
- ・長岡市への市町村合併 → 山古志村消滅  
→ 震災・市町村合併を契機に住民主体の地域づくりの機運は高まる
- ・震災当時2,200人 → 現在：約730人
- ・保育園の閉鎖、小中学校複式化、診療所機能縮小、公共交通の撤退
- ・集落維持機能の低下 → 山の荒廃、共助体制の弱体化



### 3. NFT（非代替性トークン）を活用し、地縁血縁をこえた独自の自治圏をつくる

「デジタルアート×電子住民票」

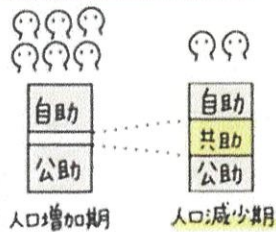
仮説① NFTを接点とした共同体の形成

仮説② ネットワークで世界中から知恵、資源を集める

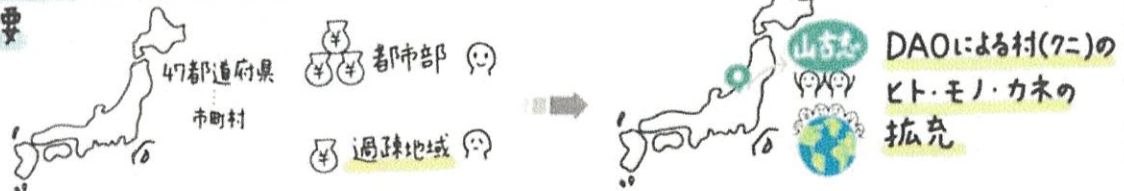
仮説③ 独自の資金調達

## 地域住民×共感者による独自の自治圏への挑戦

### 日本の現状と課題



### 行政区割でない地方自治 が必要



### 4. 結果

- ・ NFT 発行数：2,916（3,000～3,500 万円）
- ・ デジタル村民：1,747（7 割：国内 3 割：海外）
- ・ 総取引量：120ETH（二次流通を含む）
- ・ 価格：0.03ETH

### 5. NFT がもつユーティリティ

- i) コミュニティへのアクセス権
- ii) アイデンティティの象徴
- iii) ガバナンストークン（投票権）
- iv) デジタル資産

### 6. 具体的な取り組み

- i) リアル山古志村に NFT を無償配布  
「山古志デジタル村民」総選挙の開催
- ii) 『Discord』を使ったコミュニティ運営
- iii) リアル山古志で実施されたデジタル村民のプロジェクト



iv) 私たちのクニ（村）づくり

ネオ山古志村（地域住民×共感者によるコミュニティ）設立を問う

## 7. 所感・岡崎市への提言

### 【杉山 智騎】

旧山古志村が大切にしてきたのは関係人口の増加。中越地震を経験し、被災地と復興ボランティアなどの関わりを元に築いてきた関係を終わらせるのはもったいないという考えからスタートした。NFT という唯一無二の独自性を活かして旧山古志村への愛国心を育て、一緒に盛り上げていく環境を整えた。その一環としてメタバースを導入し、デジタル村民が率先して提案し、開発を行い、メタバース上でも盛り上げてきた。そのメタバース上でもイベントを行い、現実社会でのイベントとリンクさせることで、リアル旧山古志村を活性化させ、財源を確保することが可能となっている。NFT を買い取り形式にしたことで安定的な税源となることができず、改善の余地はあると思うが、それもリアル村民とデジタル村民で議論して改定していけばいいと考える。その地盤はできている。本市でも関係人口を増やそうとした事業もあったが、尻切れ状態となっている。メタバース空間を整備することにより、コミュニティ創出、ビジネス展開、ビジネスマッチング、課題・問題解決プラットフォーム、ビジネス体験、新規事業、行政の効率化などできることは多岐にわたる。全てを行政がやる必要もなく、必ず協力してくれる人材、率先してボランティアでアドバイスや実働してくれる人材、生徒に対する教育の一環などきちんと設計すれば自然と広がりを見せる事業になると考えている。時間と財政に少し余裕のある部署を立上げ、楽しめる空間づくりから財源確保、コミュニティ創出、教育促進、ビジネス活性化などを目指すことをお願いします。

### 【福田 澄代】

山古志地域の「デジタル村民制度」は、過疎化が進む地域において、デジタル技術を活用しながら人のつながりを再構築し、地域を維持・発展させていく新たなモデルである。NFT という技術を媒介に、地域外からも関わりを持てる仕組みを整えることで、関係人口を拡大し、地域活動の担い手を多層的に生み出している点は注目に値する。実際の居住者とデジタル住民が協働して地域行事や交流を行うことで、地元への帰属意識が高まり、地域経済や文化の再生にもつながっている。

本市においても、今後、人口減少や地域コミュニティの維持が課題となる地域が想定される中で、このようなデジタル技術を活用した地域連携の仕組みは大きな可能性を持つと考える。メタバースを活用して市民やゆかりのある人々がオンライン上でも岡崎のまちづくりに関わる仕組みを構築すれば、リアルな定住人口に加え、デジタル空間上の「関係人口」や「デジタル市民」を増やすことができる。これにより、地域行事や文化活動の活性化、ひいては市税収入やふるさと納税などの経済的波及効果も期待される。

こうした取組を単なる技術導入として捉えるのではなく、デジタルを通じた地域コミュニティの再構築、関係人口の創出、市民協働の新たな形として位置づけることが重要である。今後は、岡崎らしいオリジナリティを持たせたモデル事業として、デジタル空間での市民交流や地域参画の仕組みづくりを検討し、実証的な取組を進めていくことを提案する。

## ■視察先：東京都 デジタル庁、総務省

10月29日（水） 10：00～

システム標準化について

### 1. 地方公共団体情報システムの標準化の概要

これまでの取組・現状

○地方公共団体ごとの情報システムのカスタマイズにより、

- ・維持管理や制度改正時の改修等において、地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
- ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
- ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生

○このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務（※）について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立

※20 業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

目標・成果イメージ

○標準化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、地方公共団体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築

○原則、令和7年度（2025年度）までに標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す

### 2. 標準化仕様書の改定・運用ルールの確立について

○制度所管省庁は、標準仕様書の改定が必要となった場合、速やかに、デジタル庁・総務省と協議

○標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前とする

○施行日の1年以上前の改定が困難な場合であっても、制度改正の検討段階から、広く自治体や事業者に影響を確認し、標準仕様書の改定案を出来る限り早期に公開することとする

### 3. 標準準拠システム移行後の制度改正等に伴う自治体システム改修経費の財政措置について

○本来、各制度所管省庁による制度改正により、地方公共団体の情報システムに改修が生じる場合には、必要に応じ、各制度所管省庁において、国費又は地方財政措置を要求することが原則。

○これに対し今回の標準化対象事務（20 業務）の標準準拠システムへの移行については、目標期限に向けて複数年にわたって一斉に移行させる取組であることを踏まえ、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、一時経費（導入経費）は、デジタル基盤改革支援補助金（総務省）により財政支援を行ってきた。

○標準準拠システムへの移行後に、制度改正等に伴って標準準拠システムの改修が必要な場合には、従来どおり、国費又は地方財政措置の必要性を各制度所管省庁において検討の上、適切に措置いただく必要がある。

なお、標準化後は、個々の自治体システム改修に要する経費は、標準仕様書の改定により従来より



抑制可能になることが想定されるが、いずれにせよ各事務の実態を踏まえて対応する必要がある。  
デジタル庁は、各制度所管省庁に対してその対応状況の確認を行う。

- また、標準準拠システムの運用経費は、地方公共団体が負担している現行のシステム経費に相当するものであることを踏まえ、各地方公共団体が負担することが基本となるが、制度改正等に伴い増加する場合には、各制度所管省庁において適切に対応する必要がある。デジタル庁は、運用経費についても、各制度所管省庁に対してその対応状況の確認を行う。

#### 4. 特定移行支援システムを有する自治体へのフォローアップ

- 徳衛移行支援システムを有する自治体のうち、現行システム提供事業者の撤退等により次期事業者の選定に至っていない自治体（事業者撤退等自治体）へのフォローアップとして、自治体が次期事業者を選定する際の参考となるよう、事業者に関する情報を提供する取組を行っていく。

##### 【取組の概要】

- ・デジタル庁において、事業者協議会を通じて、事業者における特定移行支援システムを有する自治体への対応が可能か、可能な場合にはその受け入れ検討条件をアンケート調査により収集。
- ・事業者撤退等自治体に対して、次期事業者を選定する際の参考資料として収集した情報を提供。

#### 5. 標準化・ガバクラ移行後のシステム運用経費に対する地方財政措置

##### 1. 令和7年度の措置の概要

- 令和7年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

地方公共団体のガバメントクラウドの利用料については、令和6年度までは先行事業として全額国費で対応しているが、令和7年度からは地方公共団体が負担することとなること。標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用については、所要額を一般行政費（単独）に計上し、普通交付税においてガバメントクラウドへの移行状況に応じた措置を講ずることとしていること。

このほか、標準準拠システムへの移行に伴うシステム運用経費の増加分について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

##### 2. 令和7年度の普通交付税措置の内容

- 標準準拠システムへの移行に伴うソフトウェア関係経費の増加分について算定。

- 標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料等について、ガバメントクラウドへの移行状況に応じて算定。

#### 6. 令和8年度概算要求における事項要求

- デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく、自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド以降後の運用経費に係る総合的な対策に必要な経費

自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策として、運用経費の抑制・適正化を図るための取組をすすめるとともに、移行後のシステム運用経費が増加するという自治体の意見と自治体システムのコスト構造の分析を踏まえた財政措置については、予算編成過程で検討。

#### 7. 所感・岡崎市への提言

##### 【杉山 智騎】

システム標準化についてデジタル庁・総務省の考え方や方針を学んできた。国としても大改革と捉え

ており、まずは 20 業務のシステムを標準化して環境を整えたいとの考え。大きな課題であったベンダー間の移行については、今まではブラックボックスで随意契約の多かったシステム分野だが、競争入札が導入できれば、大幅な経費削減が見込まれる。しかし、標準化したから準備が整うかと言ったら、そういうものではなく、これから年月がかかることを確認した。システムを標準化することで期待する大きな効果は、地方自治体の職員の時間的制約を少しでも軽減することで、他の DX 開発や業務改善などを検討する時間を創出することと説明があり、非常に共感した。この大きな効果については必ず達成できると考えており、今後の本市の動きに非常に期待ができる。これから人口減少化が加速していったときに、職員確保が厳しくなることが予想され、そうなる前に業務のスリム化や業務改善で効率化を図る必要がある。メリット、デメリットが多々あるシステム標準化であるが、デメリットを最小化し、メリット最大化することを意識しながら、システム標準化後の業務に取り組んでいただきたい。



【福田 澄代】  
地方公共団体情報システムの標準化は本市においても国の方針に基づき推進されているが、その目的や具体的な内容について、市民の理解がどの程度進んでいるかは十分とは言えない。今後は、この標準化の必要性や効果を広く周知し、市民にも理解を深めていただくことが重要であると感じた。標準化の推進により、将来的な人口減少に伴う人手不足の解消につながることを期待される。市民サービスの質を維持し、削減を避けるためには人材確保が不可欠であり、そのためにも業務改善と効率化の取組を計画的に進めていく必要がある。また、標準化を進めることによって、対象となる二十業務の経費や人的負担の軽減が図られるだけでなく、維持管理費の明確化にもつながると考えられる。これらの効果は本市の財政負担の緩和にも寄与するものであり、職員と市民がともに国の取り組みを理解し、地域としてその意義を共有していくことが重要であると感じた。

## ■視察先：東京都 国土交通省

10月30日（木） 10：00～

河川の治水対策について

### 1. 2024 河川改修事業 概要

県管理河川の整備状況については、河川整備計画に基づき順次進められているものの、現時点では十分とはいえない状況にある。特に、近年の局地的豪雨や気候変動の影響により、河川の氾濫や浸水被害のリスクが高まっていることから、計画的な河川改修の重要性が一層高まっている。

このため、洪水や氾濫を未然に防ぐための対策として、河川事業概要において河道改修を重点施策として位置付け、引き続き下線整備を着実に推進していく必要がある。今後も県と市が連携し、地域住民の



安全・安心の確保を目的とした河川整備を計画的に進めていくことが求められる。

#### ① 補助

- ・事業関連携河川事業、大規模特定河川事業（岡崎市では砂川適用）

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年耐風第 21 号の甚大な被害を受け、事業間連携による事業効果の早期発現や最大化を図るとともに特に優先度の高い都道府県の大規模事業等を計画的・集中的に推進する

#### ② 交付金

- ・広域河川改修事業（岡崎市では乙川に適用）では推計、大支川等を単位として、水系一貫とした計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施する

- ・都市基盤河川改修事業

河川管理者との協議による市が事業主体となって改良工事を実施する

- ・施設機能向上事業

同一の洪水氾濫を有する区間において、既存の河川管理施設の機能向上を重点的に実施する

- ・下水道関連特定治水施設整備事業

下水道事業による雨水対策効果をあげるために治水事業及び公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して治水事業を実施する

- ・在宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

住宅、建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を実施する





**事例**  
**流域貯留浸透事業**（同時に中学校庭先貯留施設あり）  
 学校の校庭を利用した流域貯留施設（神奈川県横浜市）



施設整備状況 整備後

**土地利用一体型水防災事業**  
 イメージ



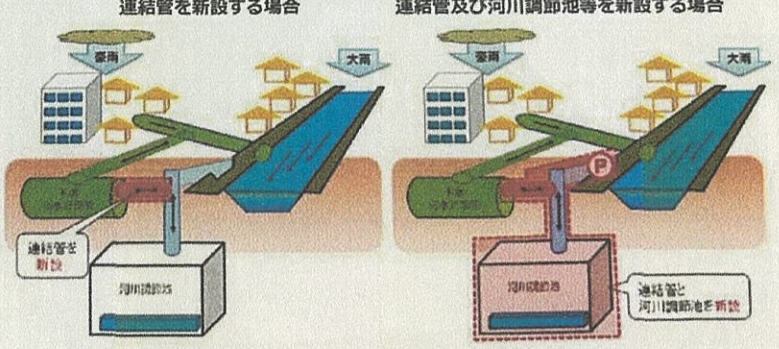
通常の河川堤防を管理した場合 河川堤防を管理した場合  
 河川の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要です。

河川堤防を管理した場合 河川堤防を管理した場合  
 河川の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要です。

**河川・下水道一体型豪雨対策事業**

時間的・空間的に雨が偏在することに注目し、施設の容量を効率的に活用するため、河川及び下水道の既存施設を接続する連結管や兼用の貯留施設等の整備を推進します。

**連結管を新設する場合** **連結管及び河川調節池等を新設する場合**

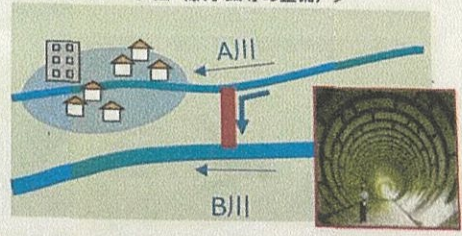


## 2. 流域一帯となった治水対策

**事例**  
**広域河川改修事業** **くろせ 黒瀬川（富山県）**  
 整備前 整備後

**都市基盤河川改修事業** **ひらせ 平瀬川（神奈川県）**  
 整備前 整備後

**大規模特定河川事業**  
 【例：大規模事業等の計画的・集中的な整備】  
 <対策イメージ図（放水路等の整備）>



放水路の整備により、浸水被害が発生している下流の水位を低下させます。

浸水被害の解消を図ります。

### ①交付金

#### ・流域貯留浸透事業

流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため、地方公共団体または地方公共団体の女性を受けて民間企業等が行う貯留浸透施設の設置を推進する。



## ・河川、下水道一体型豪雨対策事業

洪水氾濫対策を受け持つ洪水調整施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進する

## ・土地利用一体型水防災事業

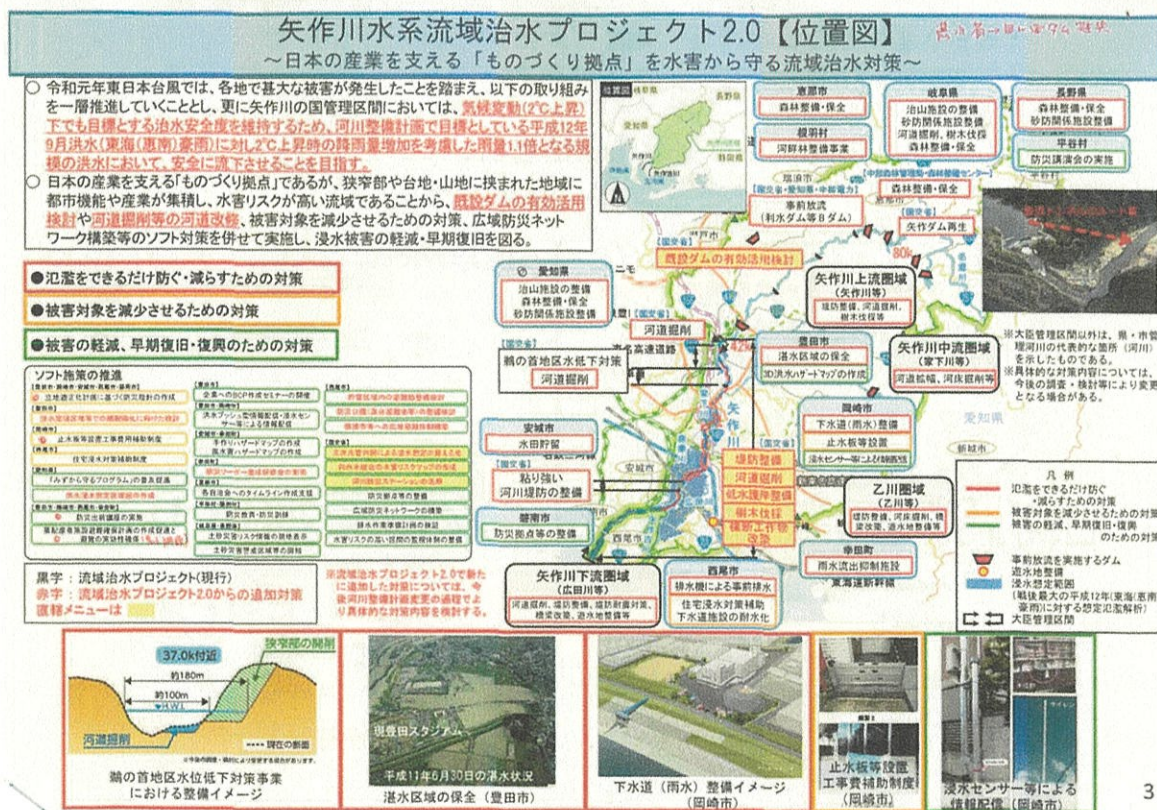
上下流バランス等の関係から長期間河川改修の実施が困難な地域において、住宅や宅地等を洪水被害から守るために住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤を実施することで短期間、経済的に家屋浸水の対策を実施する

## 3. 現状

これまでの対策は、施設能力を超過する洪水の発生を前提とし、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会の再構築」を基本理念として、洪水防御の効果の高いハード対策と、命を守るための避難対策などのソフト対策を組み合わせたものであった。

しかしながら、気候変動の進行や社会構造の変化、技術革新の進展などにより、従来の治水対策のみでは限界が見えてきている。こうした中で、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、地域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換が求められている。

その取り組みの一環として、矢作川流域においては「矢作川流域治水協議会」が設立され、流域治水の計画的な推進が図られている。同協議会では、近年頻発する激甚な水害や気候変動による降雨量の増大、水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域に至るまで、流域全体の多様な関係者が連携しながら、持続可能な治水対策の実現を目指している。





#### 4. 今後の課題

水害リスクを踏まえた各主体の主な対策は 3 つに分類されます。それぞれの目的のため追加対策を期間を計画し遂行しています。

種別

- ・ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・ 被害対象を減少させるための対策
- ・ 被害の軽減、早期復旧・復興のための方策

気候変動の影響により、2040 年頃には降雨量が約 1.1 倍、河川流量が約 1.2 倍、洪水発生頻度が約 2 倍に増加するとの試算が示されている。こうした状況の中で、現行の河川整備計画をすべて完了させたとしても、想定を超える規模の降雨が発生した場合には、治水安全度の目減りが懸念されることが課題として指摘されている。

#### 5. 所感・岡崎市への提言

【杉山 智騎】

矢作川水系流域治水プロジェクト 2.0 として本市は「下水道（雨水）整備」「止水板等設置」「浸水センサー等による情報配信」に取り組んでいる。しかし、令和 7 年 9 月に発生した台風 15 号の被害は河川から及んだものも多かった。国としても本市に対しての危機意識はもっており、愛知県への声掛けや指示を行う予定とのこと。今回は床上浸水も発生し、大災害となった。市民の命や財産を守るためにも河川整備を強力に進める必要がある。併せて、市民への雨水対策を公助だけと捉えるのではなく、自助・共助で水害被害は軽減できることは多々あるので、広報に力入れることもお願いします。

【福田 澄代】

令和 7 年（2025 年）9 月に発生した台風に伴う豪雨は、岡崎市内において甚大な影響を及ぼした。市内各所で河川の増水や冠水、土砂流出が発生し、市民の生活や交通にも大きな支障をもたらした。被災地域の住民からは、再度の被害への不安や、避難体制のあり方に関する声が多く寄せられている。

岡崎市には矢作川をはじめ、乙川、男川、鹿乗川、伊賀川など多くの一級河川が流れており、これらの流域において洪水や内水・外水氾濫の危険が高まっている。市としても、河川改修や排水施設の整備、防災体制の強化などに努めているが、流域が広範に及ぶため、市単独での対応には限界がある。

このため、国および県との連携を一層強化し、河川整備や流域治水対策を総合的に進めていくことが不可欠である。特に、国土交通省においては、近年の頻発・激甚化する豪雨災害を踏まえ、「流域治水の推進」や「災害に強いまちづくり」を基本方針として掲げており、関係機関・自治体・地域住民が一体となって取り組むことを重視している。

今回の視察では、国土交通省における豪雨災害対策の方針を確認するとともに、岡崎市としてもその方針を踏まえ、県や流域治水協議会と連携しながら、災害の未然防止と迅速な復旧体制の構築に向けた取り組みを進めていく必要性を再認識した。